



南のかぜだより

*** 第22号 ***
2026年 春号
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

巻 頭 言



立ち上げから13年目を迎えることになりました。

13年目を迎え当法人の活動での課題について考えてみます。組織の問題としては活動会員の高齢化や新しいメンバーが増えないなど、持続可能な組織運営を考えなければいけない現状があります。また、個別対応では、虐待対応で対応の検討が必要な事案がありました。それを受けて1月26日に公開講座「虐待対応・それぞれの立場から～権利侵害からの回復支援～」を開催することになりました。私たちは、被後見人の権利を守るために権利擁護支援を実践していますが、改めて私たちに何ができるかを考えてみたいと思います。また、先日利用者の入所している施設の地域連携会議に参加してまいりました。会議には、利用者・利用者家族・後見人等・地域の民生委員・行政・福祉関係者・各施設のサービス管理責任者等の15人が出席する会議でした。BCP対応^(※1)や虐待対応についても話し合われました。そこで「虐待防止のクレド^(※2)」というものがあることを知りました。このようなものがあることを知りとても勉強になりました。信条や行動指針では、東京ディズニーリゾートを運営するオリエンタルランド社の「The Five Keys (5つの鍵)」のように、多くの組織ではクレドを具体的な行動指針として策定し、共有しています。AIによると一般的な組織におけるクレドの要素としては、つぎのようなものが含まれるとのこと。①顧客・利用者への姿勢（例：「常に相手の立場で考える」）②チームワーク・協調性③責任感・倫理観④専門性の追求・成長意欲⑤社会貢献・コンプライアンスです。

後見人も本人もチームの一員として一緒にチーム作りをすることが大切だと思います。今後も様々な課題に会員一人一人が真摯に向き合いファンクラブができるような活動をすすめています。

※1 BCP (Business Continuity Plan) 対応とは、自然災害やシステム障害、感染症など緊急事態が発しても、企業が中核事業を停止させずに継続・早期復旧させるための事前計画の事です。

※2 クレド(Credo)とは、ラテン語で「信条」、「志」、「約束」を意味し、ビジネスでは「企業全体の従業員が共有し、行動の指針とする具体的な概念を共有し、行動の指針とする具体的な価値観や規範」を指します。

会員募集中です。 あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員：〈入会金〉10,000円 〈年会費〉12,000円

賛助会員：〈入会金〉なし 〈年会費〉個人一口3,000円 団体一口10,000円

特定非営利活動法人 ソーシャルネット南のかぜ

〒206-0804東京都稲城市東長沼2100-1 サングレイス208

TEL&FAX: 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間：10:00～16:00(土日祝日は除く)



地域活動報告（日野市）

私は南のかぜの活動に加え、日野市の一穂会でどんハウスで地域活動をしています。でんでんハウスでは、参加者が得意なものを教え学び合う教室を開催し、楽しみながら顔と顔が見える関係をづくり、互いに支え合える地域となるような取り組みをしています。今年度は住み慣れた地域で暮らし続けることを目的に健康で安心して暮らすための6講座を企画しました。令和7年11月に第1部として健康の維持を目的に管理栄養士・看護師・理学療法士による「入れて（食べて）・出して・元気に歩く」の3連続講座を開催しました。

とてもよかったです。身近な材料で簡単にできる食事、電子レンジでご飯を炊くなど、参考にになりました。（参加者の感想）

第2部は令和8年2月に安心して暮らすために「施策・制度を知ろう」と一般施策・介護保険制度・成年後見制度等の3講座を企画してい

ます。3回目の講座では南のかぜの会員が後見制度を含め身近な権利擁護の講座を担当します。健康で暮らすための知恵や転ばぬ先の知識を深めながら、住み慣れた地域で支えあいの輪が広がる取り組みになればと思っています。（鈴木禎子）

地域活動報告（稲城市）

稲城市では、社会福祉協議会が支援し、地域の皆さんが開設・運営するサロン活動「ふれあい・いきいきサロン」がいくつかあります。

令和7年11月26日にそのうちの一つで、自宅リビングを開放しサロンを開催している「えんがわ」で親族後見人支援事業「笑顔のネットワークづくり」を行いました。当日は、いつも参加されている高齢者とスタッフ7人が集まり、お茶を飲みながらざっくばらんな雰囲気の中で、成年後見制度や遺言などの話をしました。参加された方々は、まだ元気でしっかりされているの

で、金銭管理などは自身で行っており、お子さんたちには財産の詳細などは、伝えていないとのことですが、今後に備えて自分の思いや家族等に伝えたいことなどを当日お渡しした「わたしの物語をつむぐノート」に記載しておくことをお勧めしました。

また、トラブルを避けるために遺言は有効であり、公証役場で作成することもできることを伝えました。普段聞く機会がない話に、参考になったとの感想が聞かれました。（窪田由利子）

追悼 仲代達矢

2026年6月15日、ベルトリート・プレヒト作「肝っ玉お母と子供たち」を能登演劇堂で観てきました。無名塾、仲代達矢主演です。

父親の違う3人の子供を、兵士相手の行商をして育てた肝っ玉お母アンナが主人公。戦争で稼いだ者は戦争に利子を払わなければならぬと劇中のセリフにもあるが、3人の子供たちは戦争に巻き込まれて死んでいく。それでもアンナは幌車を引いて軍隊を追って兵士相手に商売する生き方しかできない。

能登演劇堂の舞台の仕掛けでオープニングから驚かされる。そして92歳の主役仲代達矢が凄かった。2人の子供を亡くして、長男は（死んでいる事は観客には明かされている）生きていくと信じて幌車をひとり歌いながら引いていくラストに涙がでた。

2、3年前、アルトウロ・ウイの興隆をたまたま半額で譲ってもらったチケットで観て以来、プレヒトの舞台をなるべく観るようにしている。実は、ちよつと前に文学座でも「肝っ玉お母とその子供たち」を演じていて、それもとつても良かった。コンパクトにまとまっていて主役以外の人もキャラクターが立っていて分かりやすかった。戦争の、引いては人間の矛盾、人間の愚かさ、美しさ、面白さが細かくよく分かった。無名塾の方は、仲代達矢が圧倒的だったと私は思った。ふたつ観ることでより内容が深まった。

2025年11月、仲代達矢さんの訃報が流れました。11月8日に肺炎で亡くなったとの事、謹んでご冥福をお祈りいたします。

（田村篤子）



公開講座を受講して 「虐待対応・それぞれの立場から」



2026年1月26日（月）稲城市福祉センター2階介護予防教室で、一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事の川端伸子氏を講師に招き「虐待対応・それぞれの立場から」権利侵害からの回復支援」を開催しました。

当日は一般16名、会員13名が参加しました。講師からは虐待のとりえ方から高齢者虐待や障害者虐待の背景、養護者や施設従事者等による虐待対応やそれに成年後見人としてどう対応するか等、基本的なとりえ方から対応の仕方までの説明があり中身の濃い講演でした。

講演の概要



1. 虐待のとりえ方

・虐待は、他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。ポイントとしては①本人に虐待を受けているという認識や被害の訴えがあるかどうかは関係ない②虐待者に虐待の認識や

2. 養護者による虐待対応

・虐待を受けている人が自分を責める傾向にある事を理解する。
・虐待の背景・要因としては、認知症や障害への無理解・無関心があげられる。認知症や障害に対して理解する地域を作る事と適切なアセスメントが必要である。ケアする方の息ぬきの場をつくるなどケアする方を支援する事が必要である。

3. 養護者虐待対応において成年後見人等として気を付けておきたいこと

・虐待と思ったら、通報は法的義務。発見した人が知らせるのが基本である。通報の場合は守秘義務が除外される。虐待対応では通報者が特定されるような対応をしてはならない事になっている。
・養護者による虐待の通報・相談先について、子供の場合は「189」（いちややく）、障害者の場合は、障害者の住む地域の市町村の障害者虐待防止センター、高齢者の場合は、高齢者の住む地域を管轄している地域包括支援センターになっている。

4. 施設従事者等による虐待対応

・当該養介護施設等の所在地の市町村が通報を受け付けた場合は、任意協力での事実確認調査のほか必要に応じて老人福祉法又は介護保険法に基づく立ち入り検査等の権限を適切に行い、事実確認を行う。

・養介護施設従事者等による介護者虐待の相談・通報者では、当該施設職員が⁷、%と最も多く当該施設管理者等が¹⁶、%家族親族が¹⁵、%、当該施設元職員が⁷、%。
・養介護施設従事者等による高齢者虐待の内容、虐待種目で最も多いのは、身体的虐待次いで心理的虐待。

5. 施設従事者等虐待において成年後見人等として気を付けておきたいこと

・施設従事者等による虐待の通報・連絡先は、障害者の場合は当該支給決定した市町村、高齢者の場合は、施設・事業所が所在する市町村である。

・通報のポイントは、通報は法的義務であり施設・事業者による通報者への「不利益取り扱い」は禁止されている。
・障害や認知症などの特性上、簡単に利用している施設や事業所を変える事ができない場

合、ご本人に不利益を生じさせないためには、どのような事が考えられるか。被害を受けている高齢者・障害者が匿名の状態での通報は受け付けられない。通報する場合には、被害者本人の名前を伝えた上で、施設や事業者から不利益な扱いが予想される場合にはその内容も含めて伝える。通報する事は他の利用者の人権・権利の救済にもつながる。

・虐待の事実を明らかにするのは通報者ではなく行政の役割なので、成年後見人等がまずやるべきは、通報することである。

・虐待の事実、被後見人だけでなく他の利用者に生じている場合も考えられる。成年後見人等は本人の情報を行政に伝えるという役割で連携を図る。虐待対応が滞ってしまっていると感じる際には、今どこまで進んでいるのか

か尋ねるところから始め、必要な場合には情報開示請求や苦情申し立てを行っていく。

・行政は、施設・事業所といった組織に対して、虐待の有無の通知や改善計画の提出の依頼、場合によっては、改善勧告・改善命令等の行政処分を行う。施設・事業所は、行政からの通知・指導に基づいて、虐待防止委員会対策を話し合い、改善計画等を提出する。

・成年後見人等は、虐待が起こった施設・事業所が改善計画の説明をしようとしないうちに、虐待防止委員会では、虐待防止委員会を取り組む事項であることを施設・事業者側に伝え成年後見人等だけでなく、他の利用者・家族に対しても広く改善計画・方針を説明するよう、施設・事業所の「虐待防止担当者」に求める。
・被後見人等が虐待により受傷した場合や、

加害者をすぐにでも逮捕して欲しい、犯罪立件をして欲しいという場合には、警察にすぐに通報をする。成年後見人等は、被後見人の保護の要否や再発防止を求める必要があるの

で、虐待防止法上の行政への通報も行うことになる。

・家庭裁判所や後見監督人への報告のタイミングは、経済搾取、犯罪に該当する事案、本人の居場所を変更するような事案については、通報の時点で直ぐに家庭裁判所に状況の一報を入れる。後見監督人には、事案を選ばず逐次状況を報告することになるのではない。

《アンケートより》

・具体的なお話は分かりやすかったです。法律的な部分は、自分自身が無知なことを痛感しました。もっと勉強したい。



・盛りだくさんの内容で、もっと長い時間だったらと思う講演会でした。
・虐待は手をださなくても虐待になることを知らなくて、虐待のとりえ方のポイントが分かったので良かったです。虐待の原因は問わないというところであなづけました。
・初心にかえる事ができました。事例もあったのでよくわかり、考えさせられました。

講演で講師より、「社会構造の中で虐待は発生している。誰でも虐待に至る可能性がある。どこでも起こりうるという認識。そのままにして良い事ではない」という意識を持つことだ」と言われました。後見人としてそのような意識をもって常に取り組んでいきたいと考えています。

1月26日、公開講座資料をもとに筆者が作成しました。

(市川 悦子)

※この事業は、稲城市社会福祉協議会歳末たすけあい運動助成金を受けて開催しました。

退会に向けて 始まりは気づきから 音川 敏枝

変えるのは今だと気づいたとき、浮かんできたことを書いてみました。

【足るを知る】

読売巨人軍に所属していた堀内投手をご存じですか。若いとき中々20勝できず身延山の寺の住職に質問したときのこと。

叶えたい夢(お金・健康・知識等)もメンテナン스가必要なのは同じ！

与えられた範囲の中で1日1日を丁寧に生きてこそ夢は叶うのだね！辛抱して継続が形に。継続できるのも能力のうち。

20勝

堀内

堀内なぜ20勝できないのか？住職：20勝だけ見ているからだ。堀内：ひたすら日々努力したら1年目に20勝達成できた。

【老いのショック】

人口減少の中、長寿化で厳しい現実が目の前に。100歳以上の人口は9万9763人(20

25年)、62年前の153人の約652倍。

成年後見人等の立場から、高齢化に伴う本人・キーパーソンの環境や病状等の変化で、資産の減少、施設・病院の転所・転院等の条件も変化、医療同意の確認の複雑化で担当者の負担増も。

当然受任者も老いますが、逆に長寿だから長く働けます。

長寿を楽しむには健康寿命を延ばすがポイントですが、自分だけ長生きだけでなく、配偶者を大事に(特に男性は役割の喪失感から籠り勝ち)してお互い刺激しあう人生もありかも。

【夢に向かって準備中】

今後は、自分と家族の為に時間を使う予定。①料理を楽しむ会②高齢者施設で歌謡シヨウの会に入会。2年前から歌の個人レッスンを受講中です。

【いいかげん(好い加減)のおススメ】

「いいかげん」とは★無責任・でたらめ★丁度よい程度と相反する意味があります。私がお伝えしたいのは後者。高齢になったら、あまりことを深刻に受け止めず、都合の悪いことは適当に忘れ受け流し、日々を楽しめたらベストかもれませんね。



高齢者等終身サポートサービス事業の動向

国の動きと民間の動き



判断能力が十分な身寄りがない高齢者等は民間の事業者を頼るか、資力が無いと頼れる制度がありませんでした。本事業は「身元保証」「日常生活」「死後事務」に係るサービスを終身に渡って提供する事業ですが、契約に関するトラブルが多く問題が指摘されていました。そのため消費者保護と本事業の健全な発展を目的として令和6年に「高齢者等終身サポートサービス事業者ガイドライン」が発出されました。しかし本事業を監督する省庁、事業を直接規律・監督する法令制度が無い状況は変わらず問題は残されたままとなっていました。これに対し業界の大きな動きがありました。令和7年9月に「一般社団法人高齢者等終身サポート事業者協議会」が設立されました。関係法令やガイドラインの順守と普及促進、倫理性・透明性の確保、事業運営の質の向上を通じて、利用者が安心してサービスを受けられる環境の整備を目的としています。設立時の会員は10法人(契約会員数約14,000名)で今後会員数を増やし、高い倫理観と社会的責任をもって行動する業界団体として健全な業界の形成に貢献することを使命としています。業界の質や信頼性が担保できれば行政との連携も視野に入ります。

一方国の動きとしては、令和7年12月18日 社会保障審議会福祉部会報告書(厚生労働省)が公表されました。頼れる身寄りが居ない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させ、「日常生活」「入院・入所の手続等(身元保証)」「死後事務」に係る新たな第二種社会福祉事業(新たな事業)を社会福祉法に位置づけることが盛り込まれています。一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が想定されています。自治体にも制度整備に向けた方向性が示されたといえます。今後、法制化に向けた作業が行われる予定です。

ニーズは高齢者に限らず増え続け、行政のみで支えるのは困難と思われ、行政と民間・地域社会資源等の多様な主体が連携した包括的・重層的な制度設計が必要です。

近隣の社会福祉協議会では、調布市(あんしん未来支援事業)、多摩市(高齢者あんしんサポート事業)・狛江市(あんしん未来事業(単身高齢者等支援事業))等が実施されていますが、調布市以外は高齢者のみを対象としています。高齢者だけでなく、低所得者や誰でもが利用できる制度が望まれます。

愛知県豊田市では、令和7年12月に、市・市社協と12団体が高齢者支援で協定を結び共生社会に向けた重層的支援のプラットフォーム作りの取り組みを始めています。多くの自治体にとって参考になると思われ成果を見守って行きたいと思えます。

(小川弘子)

5つの生活場面の26の権利と責任

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人に関する権利（Personal Right）、日常生活に関する権利（Living Arrangement）、健康に関する権利（Health Care）、生活力の向上に関する権利（Work & Habilitation）、安全な環境に関する権利（Safe Environment）の5つです。

21番目は、生活力の向上に関する権利の中の

Service Plan “サービス等利用計画と個別支援計画の作成”です。

Right（権利）：To participate in developing your service plan.

To participate in developing your service plan meeting.

（明確で個別化された支援計画（サービスプラン）を持ち、その作成・見直し・実行に参加する権利）

Sample Responsibilities（責任）：

To think about what you want and need.（自分の要望や必要なことを考えて）

To let people know at your meeting, or before, what you want and need.

（自分の希望、困っていること、目標について、可能な限り伝える努力をすること）



Service Plan は、これまでに列挙された1～20の権利を現実の生活の中で「実現するための重要な機能」です。利用者は、支援やサービスの内容を他者に一方的に決められる存在ではなく、本人がその計画づくりに参加する主体です。

Service Plan の権利とは、「人生を他人に管理される存在」ではなく、「支援を受けながらも、自分の人生の方向に関与し続ける存在である」ことを保障する人権であるのです。これは、本人の生活や将来を左右する支援計画について、話し合いの場に“いる”だけでなく、“関与する”権利があることを意味します。

26の権利の一貫した思想では、支援が必要な状態にあっても、人は常に尊厳と意思をもつ存在であり、その意思は尊重されなければなりません。Service Plan（支援計画）を人権として位置づけることは、本人中心主義（Person-Centered）の具体化であり、尊重・自己表明・生活の選択といった他の人権を、実際の支援の中で生かすための中核的な仕組みと言えます。

この権利を生かすために、本人・支援者・社会がそれぞれの立場で責任を果たす必要があります。原文では、責任として「自分が何を望み、何を必要としているかを考えること」「会議の場、あるいは事前に、それを周囲の人に伝えること」が示されていますが、これは、本人に過度な負担を求めるものではなく、可能な範囲で自分の思いを整理し、共有しようとする姿勢を大切にすると解釈できます。判断や表現が難しい場合には、支援者や後見人がその意思をくみ取り、代弁・補完する責任を負う必要があるのです。

日本の制度では、サービス等利用計画や個別支援計画などがあり、支援に必要な手続として定着していますが、本人の権利という意識は必ずしも強くありません。計画会議への本人参加が形式的であったり、内容が専門職主導で決まったりすることも少なくないのが現状です。

26の権利におけるService Planのあるべき姿は、こうした日本の実務に対し、重要な示唆を与えていると思います。サービスプランは「支援を管理する手続き書類」ではなく、「本人が自分の人生に関わり続けるための権利行使文書」とあるという視点です。この視点に立つことで、計画作成の場は、本人の声を聴き、尊厳を確認する場へと変わります。

Service Plan（支援計画）を権利として捉えることは、支援の質を高めるだけでなく、後見や支援の在り方そのものを問い直すことにつながります。この考え方は、日本においても、本人中心の支援を実現するための重要な指針となり得ると言えるでしょう。

（大輪光宏）

編集後記

3月に入り陽射しにも春の気配を感じるようになりました。春の陽気とは裏腹に緊迫した世界情勢が連日トップニュースに入ってきます。影響は多くの国々に及んでいます。身近な日常生活にもその影響は直結し、昨今の物価高騰をさらに押し上げることも。そんな中、ラノ・コルティナ2026冬季オリンピックでの日本選手のオリンピックでの活躍は明るい話題を提供してくれました。本当に世界が平和であって欲しいものです。

（小川 弘子）